

区分 項目	有害物質等 <sup>1</sup> 使用あり <sup>2</sup>			有害物質等 <sup>1</sup> 使用なし			下水道法の基準
	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上 1,000m <sup>3</sup> /日未満	1,000m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上 1,000m <sup>3</sup> /日未満	1,000m <sup>3</sup> /日以上	
1 温度	他項目の測定の都度						1回/日
2 PH	50m <sup>3</sup> /日以上は他項目の測定の都度 <sup>3</sup>						1回/日
3 B O D	0回	1回/月	2回/月	0回	1回/月	2回/月	1回/2週
4 S S	0回	1回/月	2回/月	0回	1回/月	2回/月	1回/週
5 浮遊性の抽出物質	0回	1回/月	2回/月	0回	1回/月	2回/月	1回/週
6 汚濁消費量	0回	1回/月	2回/月	0回	1回/月	2回/月	1回/週
7 カドミウム	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
8 シアン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
9 有機りん	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
10 鉛	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
11 六価クロム	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
12 ひ素	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
13 総水銀	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
14 アルキル水銀	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
15 ホリ塩化ビフェニル	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
16 トリクロロエチレン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
17 テトラクロロエチレン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
18 ジクロロメタン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
19 四塩化炭素	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
20 1,2-ジクロロエタン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
21 1,1-ジクロロエチレン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
22 1,1,2-ジクロロエチレン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
23 1,1,1-トリクロロエタン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
24 1,1,2-トリクロロエタン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
25 1,3-ジクロロプロパン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
26 チウラム	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
27 シマジン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
28 チオベンカルブ	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
29 ベンゼン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
30 セレン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
31 ほう素	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
32 ふっ素	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
33 1,4-ジクロロベンゼン	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
34 フェノール類	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
35 銅	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
36 亜鉛	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
37 鉄(溶解性)	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
38 マガネズ(溶解性)	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
39 クロム	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
40 アンモニア性窒素等 <sup>4</sup>	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
41 ニッケル	1回/月		2回/月	0回	1回/年		1回/週
42 ダイオキシン類	(1回/年) <sup>5</sup>						1回/年

単 位：温度は、pHは単位なし、ダイオキシン類はpg-TEQ/l、その他はmg/l。

7～42の項目については、施設からの排出がある場合を対象とし、排出がない場合は0回とする。

前年度の測定結果が全て基準値の1/2以下の項目については、1回/月のものについては2回/年、2回/月のものについては4回/年を限度に前年の調査頻度を半減できるものとする。

- 1：有害物質等とは、項目の7～42をいう。
- 2：使用とは、意図的な使用を言う。自然原因等非意図的に含まれている場合は、使用なしとする。
- 3：中和、PH調整を伴う凝集沈殿処理を行うもの及び生物処理を行うし尿処理場は1回/日。  
ただし、PHを連続式で記録している場合で、記録紙により記録している場合等は他項目の測定の都度でよいものとする。
- 4：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量をいう。
- 5：下水道法の規定で1回/年以上が定められており、別の定めはできない。